

工損調査業務共通仕様書_____

工損調査業務共通仕様書_____

目次

第2章 工損調査等業務の基本的処理方法

第25条 関係法令及び条例の遵守

第33条 受注者の賠償責任等

第45条 新技術の活用について

第3章 建物等の調査算定

第77条 発生材価額

第1章 総則

第2条 用語の定義

31 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。

（ 削 除 ）

42 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書に該当の無い事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

43 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。なお、「愛媛県土木設計業務等の電子納品要領（以下、「電子納品要領」という。）」によるもの

工損調査業務共通仕様書（案）

工損調査業務共通仕様書（案）

目次

第2章 工損調査等業務の基本的処理方法

第25条 関連法令及び条例の遵守

第33条 受注者の賠償責任

第3章 建物等の調査算定

第77条 発生材価格

第1章 総則

第2条 用語の定義

31 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名、署名又は捺印したものを有効とする。

緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。電子メールにより行う場合は、「愛媛県土木設計業務等の電子納品要領（以下、「電子納品要領」という。）」によるものとする。

42 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書に該当の無い事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

43 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。

とする。

第3条 受発注者の責務

- 1 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
- 2 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
- 3 受注者は、工損調査等業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工損調査等業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第9条 照査技術者及び照査の実施

- 5 検証及び照査の方法は、検証・照査済一覧表により検証者が行い、これに基づき管理技術者が総括の検証を、照査技術者が照査を行ったうえで、記名（署名又は押印を含む）しなければならない。
- 6 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第11条 提出書類

- 3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・

第3条 受発注者の責務

- 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
- 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

第9条 照査技術者及び照査の実施

- 5 検証及び照査の方法は、検証・照査済一覧表により検証者が行い、これに基づき管理技術者が総括の検証を、照査技術者が照査を行ったうえで、署名又は記名捺印をしなければならない。

第11条 提出書類

- 3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・

変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

また、受注者は、契約時において、予定価格が500万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックし、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

例：【低】○○○○業務

（ 削除 ）

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で登録機関に登録申請しなければならない。

なお、監督員の確認においては、「コリンズ・テクリス登録内容確認システム」の使用を原則とし、受発注者双方の事務手続きの簡素化・迅速化に取り組むも

変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

また、受注者は、契約時において、予定価格が500万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

例：【低】○○○○業務

なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、15日（休日等を除く）以内に監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けたうえで登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

のとする。

第2章 工損調査等業務の基本的処理方法

第13条 打合せ等

4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※¹、「ウィークリースタンス」※²に努める。

※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

※2 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組みの総称をいう。

第15条 業務計画書

1 受注者は、工損調査等業務を着手するに当たっては、仕様書及び現地踏査の結果等を基に契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

（ 削 除 ）

2 受注者は、前項の業務計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

3 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針

第2章 工損調査等業務の基本的処理方法

第13条 打合せ等

4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第15条 業務計画書

1 受注者は、工損調査等業務を着手するに当たっては、仕様書及び現地踏査の結果等を基に契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

ただし、当初の委託料が50万円未満の業務については、監督員が指示する場合を除き、業務計画書の作成を省略することができる。

2 受注者は、前項の業務計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

3 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針

(削 除)

- (3) 業務組織計画
- (4) 打合せ計画
- (5) 成果物の品質を確保するための計画
- (6) 成果物の内容、部数
- (7) 使用する主な図書及び基準
- (8) 連絡体制(緊急時含む)
- (9) 使用する主な機器
- (10) 安全管理
- (11) その他

なお、当初の委託料が 300 万円未満の業務については、監督員が指示する場合を除き、業務計画書を簡易版とすることができる。簡易版は上記事項のうち、(1)、(2)、(4)、(5)、(6) を省略できるものとする。

受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

_____ (11) その他には、第 38 条個人情報の取扱い、第 39 条安全等の確保及び第 42 条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

第 21 条 身分証明書の携帯

3 受注者は、工損調査等業務の履行期間中に身分証明書を発注者に返納しなければならない。

第 23 条 監督員への進捗状況の報告

3 受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、設計図書の定めるところによ

- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制(緊急時含む)
- (10) 使用する主な機器
- (11) 安全管理
- (12) その他

受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。(2) 実施方針又は (12) その他には、第 38 条個人情報の取扱い、第 39 条安全等の確保及び第 42 条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

第 21 条 身分証明書の携帯

3 受注者は、工損調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

第 23 条 監督員への進捗状況の報告

3 受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督

り、履行状況報告を作成し、監督員に提出しなければならない。

第24条 成果物の提出

5 成果物は、紙媒体（簡易製本）1部、電子成果品2部とする。なお、紙媒体（簡易製本）には、撮影した写真を格納した改ざん防止機能付きSDメモリーカード等の電子媒体を1部添付するものとする。

第25条 関係法令及び条例の遵守

第26条 検査

3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。ただし、発注者が検査時に受注者の立会の必要性がないと判断する業務については、管理技術者の立会を省略できるものとする。

第33条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第41条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第39条 安全等の確保

1 受注者は、屋外で行う工損調査等業務の実施に際しては、工損調査等業務の関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保

員に提出しなければならない。

第24条 成果物の提出

5 成果物の提出部数は、正副各1部とする。

第25条 関連法令及び条例の遵守

第26条 検査

3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

第33条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第41条に規定する契約不適合である場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第39条 安全等の確保

1 受注者は、屋外で行う工損調査等業務の実施に際しては、工損調査等業務の関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保

のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通知令和7年3月)を参考にして常に業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

5 受注者は、屋外で行う工損調査等業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。

第42条 行政情報流出防止対策の強化

2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(事故の発生時の措置)

1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第44条 保険加入の義務

1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない

のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課平成21年3月)を参考にして常に業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

5 受注者は、屋外で行う工損調査等業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達平成5年1月12日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。

第42条 行政情報流出防止対策の強化

2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(事故の発生時の措置)

1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3) 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第44条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない

2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第45条 新技術の活用について

1 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。なお、活用の有無については協議の上、決定するものとする。

2 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、新技術の内容、対象数量、活用理由等について、業務計画書に記載しなければならない。

第3章 建物等の調査算定

第50条 調査

3 前項の調査は、情報通信技術その他の先進的な技術を活用して行うことができるものとする。

第51条 事前調査における一般的事項

2 前項第3号の所有者の氏名及び住所が現地調査において確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書を請求するなどの方法により調査を行うものとする。

第52条 事前調査における損傷調査

2 基礎についての調査は、次により行うものとする。

(1) 建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則

第3章 建物等の調査算定

第50条 調査

第51条 事前調査における一般的事項

2 前項第3号の所有者の氏名及び住所が現地調査において確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書を請求するなどの方法により調査を行うものとする。

第52条 事前調査における損傷調査

2 基礎についての調査は、次により行うものとする。

(1) 建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則

として、当該建物の四方向を水準測量で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。

第53条 写真撮影

前2条に規定する事前調査に当たっては、改ざん（修正、書き込み、削除等）の防止措置を講じたうえで、写真を撮影するものとする。この場合において、写真の撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。

（ 削 除 ）

2 第51条の一般的事項の調査においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影するものとする。

- イ 四方からの外部及び屋根
- ロ 各室

3 前条の損傷調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影するものとする。

- イ 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名
- ロ 損傷名及び損傷の程度（計測）
- ハ 撮影年月日、写真番号及び撮影対象箇所

第54条 事後調査における損傷調査

1 受注者は、事前調査を行った損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷については、その状態及び程度を第51条、第52条及び第53条

として、当該建物の四方向を水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。

第53条 写真撮影

第52条に規定する建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の各号により写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。

（1）カラーフィルム又は修正、書き込み、削除等の防止措置がされたSDカード（デジタルカメラ対応改ざん防止メディアを使用する場合に限る。）を使用する。

（2）事前調査時においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影する。

- イ 四方からの外部及び屋根
- ロ 各室

（3）第52条の調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。

- イ 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名
- ロ 損傷名及び損傷の程度（計測）
- ハ 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

第54条 事後調査における損傷調査

1 受注者は、事前調査を行った損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、その状態及び程度を第51条、第52条及び第53条の

(第2項を除く)の定めるところにより調査を行うものとする。

2 第51条の事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、同条の事前調査における一般的事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。

第55条 事前調査書等の作成

受注者は、事前調査を行ったときは、次の各号の事前調査書及び図面を作成するものとする。

(6) 写真台帳(別添様式第6号)

第56条 事前調査書及び図面

5 損傷調査書は、第51条及び第52条の事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者名、建物の各室の名称、各部仕上材、写真番号及び損傷の状況を記載して作成するものとする。なお、写真番号については、次号の写真番号と合わせるものとし、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名(亀裂、沈下、傾斜等)及び程度(幅、長さ及び箇所数)を記載する。

6 写真台帳は、写真番号、撮影対象箇所及び損傷名を記載し、整理するものとする。

定めるところにより調査を行うものとする。

2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、第51条事前調査における一般的事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。

第55条 事前調査書等の作成

受注者は、事前調査を行ったときは、次の各号の事前調査書及び図面を作成するものとする。

(6) 写真集(別添様式第6号)

第56条 事前調査書及び図面

5 損傷調査書は、第51条及び第52条の事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者名、建物の各室の名称及び損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名(亀裂、沈下、傾斜等)及び程度(幅、長さ及び箇所数)を記載する。

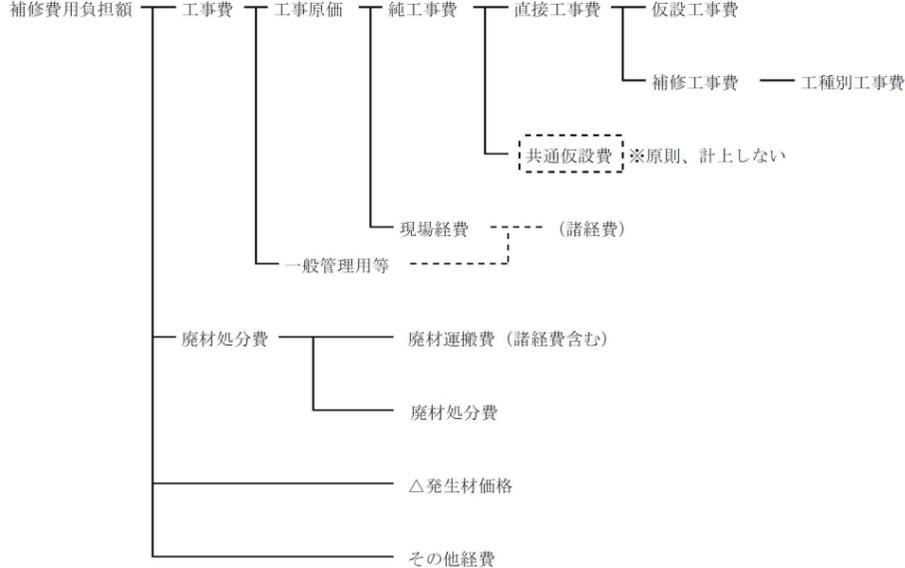
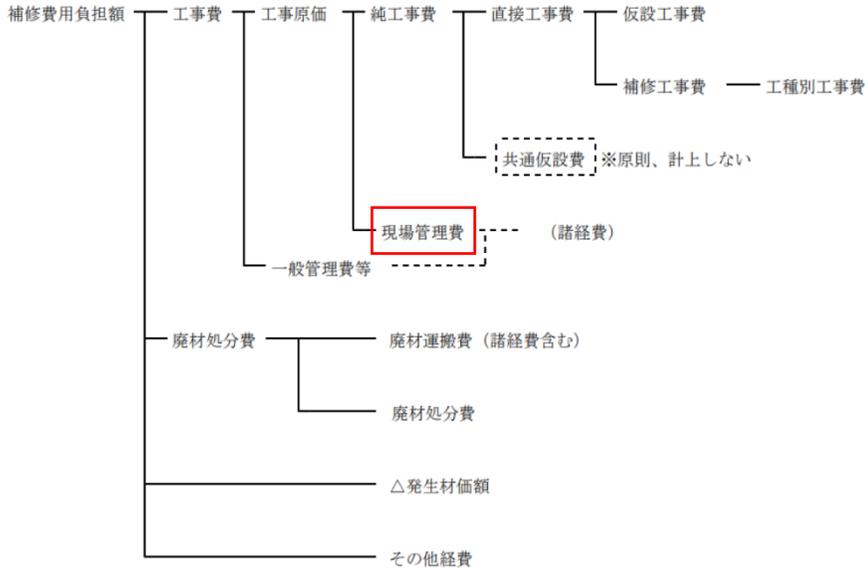
6 写真は、撮影したものをカラーサービス判で焼付し、別添様式第5号及び別添様式第6号に所定の記載を行ったうえでファイルする。

第 68 条 費用負担額の構成

第 68 条 費用負担額の構成

1 第 67 条第 2 号に係る費用負担額の構成は、次のとおりとする。
〈建物等の損傷箇所を補修する方法による場合〉

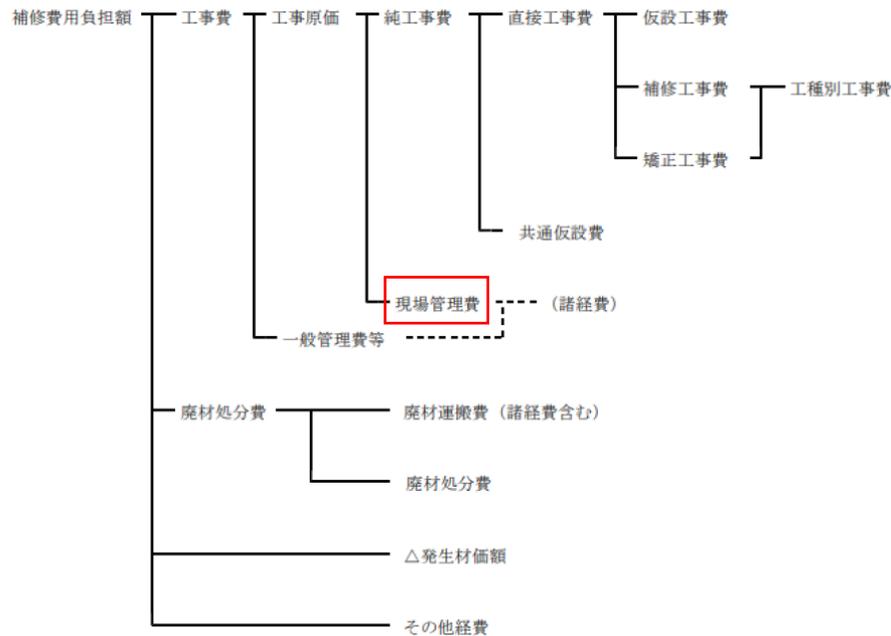
1 第 67 条第 2 号に係る費用負担額の構成は、次のとおりとする。
〈建物等の損傷箇所を補修する方法による場合〉



改定

現行

〈建物等の構造部を矯正する方法による場合〉



2 共通仮設費、現場**管理費**及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。

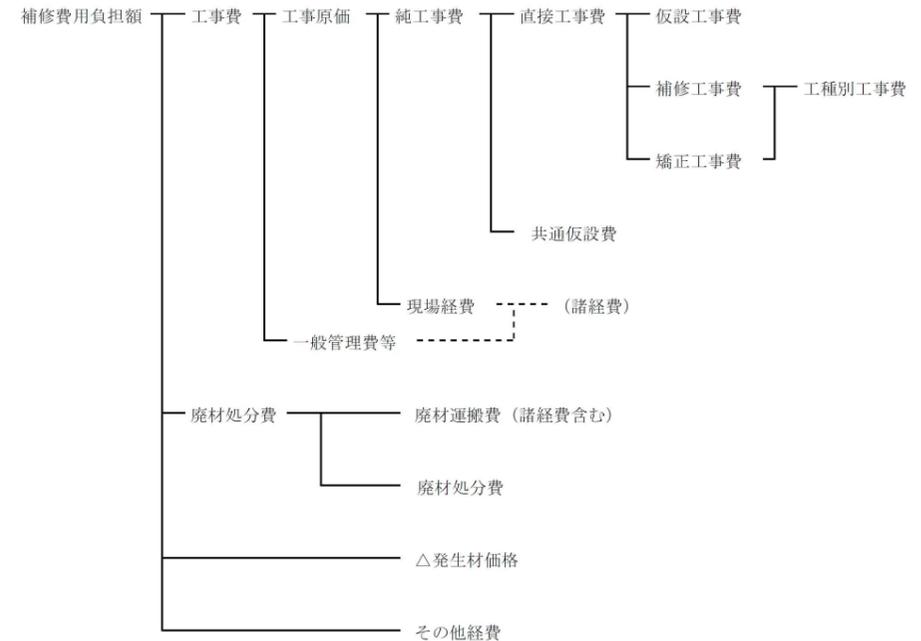
(2) 現場**管理費**

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、雑費及びその他原価性経費配賦額

第70条 数量積算

工種別工事費算出の数量等は**建物等調査書 (平面図・立面図等) (別添様式第**

〈建物等の構造部を矯正する方法による場合〉



2 共通仮設費、現場**経費**及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。

(2) 現場**経費**

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、雑費及びその他原価性経費配賦額

第70条 数量積算

工種別工事費算出の数量等は別添様式4及び別添様式5に基づくものとし

4号)、損傷調査書(別添様式第5号)に基づくものとする。

第73条 矯正工事費

(1) 沈下矯正工事費

D 基礎の解体・新設費又は部分補修費(基礎コンクリート打ち増し費等).....「第72条 補修工事費」中の「3 基礎工事費」、「4 コンクリート工事費」及び「22 解体工事費」等に基づき求める。

第76条 廃材処理費

- (1) 廃材運搬費__廃材等の現在地から処分場までの輸送に要する費用を算定する。
- (2) 廃材処分費__廃材等の区分に応じた処分場の受入価格等に基づき算定する。
- (3) 廃材等の数量__補修工事量を基本とし、個別の工事に応じて求める。

第77条 発生材価額

発生材価額は、補修又は矯正工事に伴い発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じて計上するものとする。

第79条 費用負担額の算定

建物等の損傷箇所を補修する方法及び建物等の構造部を矯正する方法の費用負担額は、建物等の費用負担額算定書(別添様式第8号)により算定するものとする。

る。

第73条 矯正工事費

(1) 沈下矯正工事費

D 基礎の解体・新設費又は部分補修費(基礎コンクリート打ち増し費等).....「第72条 補修工事費」中の「三基礎工事費」、「四コンクリート工事費」及び「二二解体工事費」等に基づき求める。

第76条 廃材処理費

- (1) 廃材運搬費__廃材等の現在地から処分場までの輸送に要する費用を算定する。
- (2) 廃材処分費__廃材等の区分に応じた処分場の受入価格等に基づき算定する。
- (3) 廃材等の数量__補修工事量を基本とし、個別の工事に応じて求める。

第77条 発生材価格

発生材価格は、補修又は矯正工事に伴い発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じて計上するものとする。

第79条 費用負担額の算定

建物等の損傷箇所を補修する方法及び建物等の構造部を矯正する方法の費用負担額は、別添様式7により算定するものとする。測量業務共通仕様書(案)

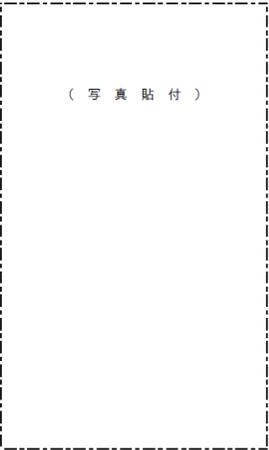
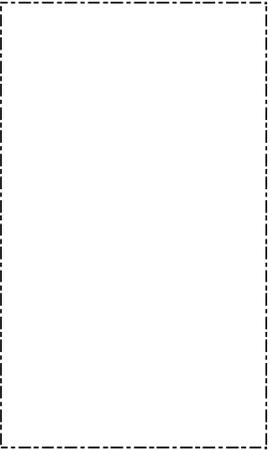
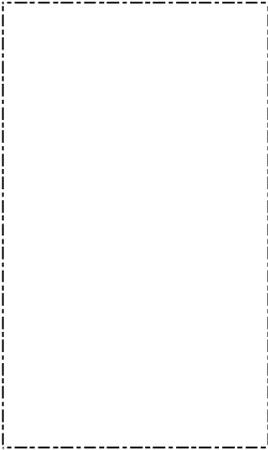
改定

現行

工損業務共通仕様書

様式第 6 号

様式第 6 号



撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名

写真番号	撮影対象箇所及び損傷名

写真番号	撮影対象箇所及び損傷名

写真番号	撮影対象箇所及び損傷名

注 撮影番号の記入は、事前調査の場合は上段、事後調査の場合は下段とする。

注 撮影番号の記入は、事前調査の場合は上段、事後調査の場合は下段とする。